

基本方向 2

県民が安心して暮らせる 活力ある地域の創出

8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進

田園風景や地域のお祭りなどの地域資源の活用や環境の保全に地域ぐるみで取り組むことにより、集落機能の維持等を図ります。

また、地域資源を活用して、農産物の生産や農業・農村関連ビジネスの展開を推進し、所得向上や就業機会を拡大することにより、Uターンなど都市部からの新たな人の流れの拡大等を図り、農山漁村の活性化や将来を見据えた地域づくりをめざします。

推進方策 1 中山間地域における地域活性化の推進

1 地域資源を活かした 取組への支援



地域の加工グループ等が開発した
新たな山椒関連商品(たつの市)



岩座神の棚田(多可町)

田園風景や地域のお祭り、史跡といった地域固有のものを地域資源として発掘して都市部との交流に活用する取組を進めます。

また、各地域における加工品の開発・製造、さらには、商品としての魅力を高める取組を加工技術指導等によって支援し、地域産物の活用や高付加価値化を進めて地域活性化につなげます。

さらに、棚田地域については、農山村と都市の人々が相互に理解し協力し合える関係を築き、持続的に発展する地域づくりをめざす「兵庫県棚田地域振興計画」に基づき、棚田の多面的機能の維持・発揮と地域の賑わいづくりを進めます。

2 Uターンと連携した 定住や就農促進

都市と農村が近接するひょうごの強みを活かし、田園回帰、定住を志向する都市住民等を対象に、遊休農地等を活用して農業を楽しむための農園整備や空き家改修に対する支援を実施します。

また、Uターン職業紹介窓口である「カムバックひょうごハローワーク」や大学等教育機関とも連携し、就農希望者に対して就農相談から就農計画の策定や、資金の確保ならびに栽培技術の早期習得等について、就農支援センターにおいてワンストップで支援します。

推進方策Ⅱ 野生動物の管理や被害対策の推進

1 人と野生動物の共生をめざした個体数管理・被害管理



ICT機能を搭載した捕獲檻(穴粟市)

人と野生動物の共生をめざし、シカ、イノシシなど野生動物ごとの管理計画に基づき、捕獲による適正な個体数管理を進めます。

被害発生地域又はその周辺では獣害防護柵の設置等、適切な対策による被害管理により、農林業被害や生活被害等の減少をめざすとともに、これまでの県猟友会*との連携に加え、民間事業者や集落で野生動物の捕獲に従事する狩猟者の確保・育成を図ります。

また、スマートフォンによる遠隔操作など、ICTを活用することにより、シカやイノシシなどを効率的に捕獲する取組を推進します。

さらに、ドローンによる野生動物の追い払いや、群れで活動するサル等に発信機やGPSを装着することにより行動把握を行い、その結果に基づく適切な被害対策を推進します。

加えて、近年、シカ生息域が拡大しており、農林業被害の増大が懸念される県北西部地域(香美町・新温泉町)で、ICT大型捕獲オリ導入等の捕獲体制の整備を進めます。

2 集落ぐるみの鳥獣害対策



専門家による集落対象講習会(豊岡市)

(1) 被害対策に向けた体制づくりの推進

鳥獣被害を受けている集落を対象に専門家を派遣し、被害対策カルテの作成や防護柵の管理など効果的な被害対策の実施を支援します。

また、森林動物研究センターの指導のもと農家自らが加害個体の捕獲に取り組む体制づくりなど、集落ぐるみの被害対策を推進する鳥獣被害集落ローラー作戦*を展開します。

(2) 獣害防止対策の推進

被害防止のための防護柵や電気柵の設置を進めるとともに、漏電防止のための草刈など、その効果を維持するための適切な管理方法を普及します。

また、被害が大きい集落での有害捕獲の強化、ICT活用等による捕獲の強化、狩猟期間中の捕獲を推進します。

さらに、誘因物となる放任果樹*の除去と野生動物の潜み場となる藪・灌木*の伐採など、集落に野生動物を寄せ付けない対策を進めます。

加えて、集落周辺の森林を整備し、野生動物と人との棲み分けを図る見通しの良い緩衝地帯(バッファゾーン)*づくりを進めます。

※**県猟友会** 狩猟の適正化や野生鳥獣の保護管理を目的に狩猟者が組織した一般社団法人。狩猟法規や狩猟事故防止の普及啓発、有害鳥獣捕獲への協力等を行う

※**鳥獣被害集落ローラー作戦** 鳥獣対策サポーターの派遣による被害対策指導、ストップ・ザ・獣害対策による捕獲指導などの取組により、集落ぐるみでの農業被害の解消・軽減を面的に図る取組。

※**放任果樹** 集落内に植栽され、収穫されないまま放置される柿などの果樹のこと。放置により獣類が餌となる果実を目当てに集落へ出没を繰り返す

※**灌木** 森林内で、下層を占める低木の総称。集落に隣接する森林の低木が繁茂することによりイノシシなど獣類が日中の潜み場として利用し、夜に集落内へ出没する

※**緩衝地帯(バッファゾーン)** ニホンジカやイノシシの人里への出没を抑制するため、人家や田畑と接する山際に沿って、帯状に不要木の伐採や、やぶ払い等を行った見通しのよい空間

3 ジビエの利活用 の促進



シカ肉処理加工施設での作業状況(多可町)

(1) シカ肉処理加工施設等の整備推進

既存施設の機能向上や処理加工施設への搬入を支援することにより、シカ肉の利用拡大を図ります。

また、近隣に施設の存在しない地域を対象として、重点的に新規施設(処理加工施設・ストックポイント)の整備を推進します。

(2) シカ肉の集積と有効利用の推進

各施設のシカ肉を集積し、大規模取引に繋げる取組を推進するとともに、これまで産業廃棄物となっていた皮については、カバン等の皮革製品や、骨についてもペットフード等に加工することにより、有効利用を図ります。

(3) 安心・安全な食肉の提供とブランド化

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理により、安全・安心な食肉の提供を推進します。

また、ひょうごニホンジカ推進ネットワークを活用し、ホテル・高級レストランでのジビエ料理の提供などによるブランド化を推進します。

4 特定外来生物対策 の推進



人家裏に出没したアライグマ

特定外来生物の生息域拡大の防止と農業被害・生活被害防止のため、市町と連携し、捕獲・搬入・殺処分による防除を推進します。

また、捕獲従事者に貸与するためのわなや処分箱、電殺器、捕獲個体を焼却するまでの一時保管場所として冷凍庫の整備を推進します。

さらに、市町による計画的な防除を促すため、森林動物研究センターが市町の担当者を対象に防除対策を担う人材を育成する研修を行います。

トピックス

シカ食害による生物多様性の低下と対応策

自然生態系への影響や農林水産業への被害を食い止めていくため、シカやイノシシの適正な個体数管理や被害管理が重要です。

但馬、西播磨や淡路島の一部地域では、シカが木の皮や下草を食害することにより、立木の枯損や下層植生の消失による土壌流出、昆虫の減少等の生態系被害が発生しています。

このため、これまで猟友会が実施してきた集



シカの食害による下層植生の衰退(養父市)

落内や集落周辺の有害捕獲に加え、奥地等の捕獲が難しい地域においても、県が民間事業者へ委託して銃・わなによる有害捕獲を行っており、令和元年度は氷ノ山区域、妙見山及び三川山周辺地域で263頭のシカを捕獲しました。

推進方策Ⅲ 農村地域の多面的機能発揮の促進

1 多面的機能の維持・発揮



中山間地域等直接支払制度を活用した水路の維持管理(朝来市)



農業者と漁業者の協働による「かいぼり」の取組(淡路市 路谷池)

農地や水路・ため池などの農業用施設は、国土の保全、水源のかん養※、自然環境の保全、良好な景観の形成等多面的な機能を有しています。これらの維持・発揮に向け、多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度※など日本型直接支払制度※を活用し、非農家も含めた地域ぐるみによる地域資源や環境の保全に資する農業生産活動等の取組に対して積極的に支援します。

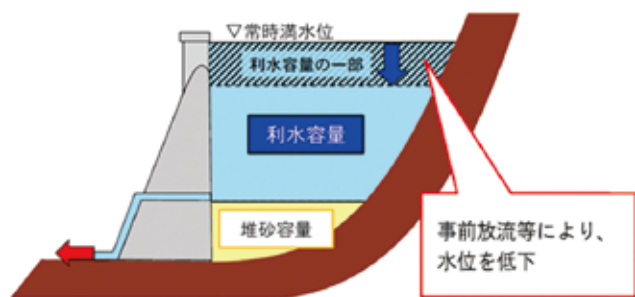
また、多面的機能支払制度については、持続的な保全活動体制をつくるため、活動組織の広域化を促進します。

特に、ため池については、その適正な管理と多面的機能の発揮の促進に向けた取組を県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践していく「ため池保全県民運動」を推進します。具体的には、小学校で開催するため池教室や、豊かな海にもつながる漁業者とのかいぼり(池干し)※等の活動を展開します。

さらに、中山間地域等直接支払制度については、協定参加者の話し合いにより、農地や集落の課題、将来像、対策などをとりまとめる集落戦略の作成を推進します。

2 水田やため池の洪水軽減機能の有効利用

台風による大雨や集中豪雨時に洪水被害を軽減させるため、水田の落水口に専用のセキ板を設置して河川への流出を遅らせる「田んぼダム」や、ため池や農業用ダムにおいて、洪水に備えて予め貯水位を下げておく事前放流等の取組を推進します。



治水容量確保のイメージ

※水源のかん養 水資源を蓄え、育み、守っている働きのこと

※多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度 地域ぐるみの共同活動により、農地・農業用施設などの地域資源を適切に保全し、農業振興を図り、農業・農村の多面的機能の維持・発揮されるとともに、農業の構造改革を支援する制度(多面的機能支払制度) 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額が交付される制度(中山間地域等直接支払制度)

※日本型直接支払制度 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行う制度。多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払で構成される

※かいぼり(池干し) 昔からため池で行われている管理方法の一つで、稲刈り後に、ため池内の水や泥を放流し、ため池の堤体や取水施設を点検・補修する作業

3 農村ボランティア等外部力の活用支援



農村ボランティアによるジャガイモ畑の土寄せ作業
(丹波篠山市)

地域活動や農業生産活動等に単独で取り組むことが困難な集落を対象として、農村ボランティア活動や、NPO法人による都市とのマッチング等、都市住民をはじめとする多様な外部力の活用を支援します。

推進方策Ⅳ 都市農業を核とした地域づくりの推進

1 都市農地の多様な機能発揮

都市部において、癒しの緑地空間、地域の交流の場、ケアファーム^{*}、市民農園、防災空間等、都市農地のもつ多様な機能発揮のモデルづくりを推進するため、住民や農業者による農地での交流活動や体験学習の実施を支援します。

また、県民の都市農業や都市農地の機能・役割への理解促進のため、情報発信や学習講座等を実施します。

2 多様な主体による農地の活用

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」で規定される市街化区域^{*}内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える仕組みを活用し、他地域の農業者、福祉事業所等農地所有者以外の者の農業経営、民間企業による市民農園の開設等、多様な主体による農地の活用を推進します。

トピックス

都市農地の防災協力農地としての活用

都市農地は、地元産の新鮮な野菜を供給するだけでなく、災害復旧活動や地域住民に農業への理解を促す場など多様な機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮させていくことが今後一層、重要です。

県内では、伊丹市で令和2年11月に初めて「防災協力農地」が誕生しました。防災協力農地には、災害時に仮設住宅用地、復旧用資材置場など多くの役割を果たすことが期待されています。

今後とも、市町と連携し、防災協力農地をはじめとする都市農地の活用を推進します。



防災協力農地の登録(伊丹市)

^{*}ケアファーム 介護と農場を合わせ持つ施設で、認知症、精神疾患、発達障がい子どもたちなどのデイサービスを提供している農場

^{*}市街化区域 既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

推進方策Ⅴ バイオマスの活用を通じた地域活性化の推進

1 バイオマスの活用の推進



消化液(バイオガス発電の副産物)の散布状況(養父市)

循環型社会の形成に向け、「兵庫県バイオマス活用推進計画」に基づき、「農」のゼロエミッション*を推進します。家畜ふん尿や食品廃棄物、木質系廃棄物、木質系未利用材(間伐材、竹)など、地域に豊富に存在するバイオマスを、たい肥や飼料などの製品やエネルギーとして積極的な活用を進めます。

特に、未利用量の多い木質バイオマス等について、発生から利用までの関係者が連携し、発電利用や活用をめざします。

また、これらの取組の一層の促進に向け、バイオマス活用施設等の整備及び運営並びに事業化に向けた産学官連携による研究開発への支援、また、先導的な取組の紹介やシンポジウムなどを通じた県民への普及啓発等により、社会的機運の醸成を図ります。

さらに、食品事業者とフードバンク*の連携を促進することにより、食品ロスの削減を推進します。

推進方策Ⅵ 内水面における水産資源の維持と地域活性化の推進

1 内水面における水産資源の培養と環境保全の推進



小学生を対象とした環境学習(神河町)

河川の水産資源の維持と地域の活性化に向け、「ひょうご内水面漁業振興方策」に基づき、アユのほか遊漁者に人気の高いサクラマス・サツキマス等の低コストで省力的な増殖手法の確立を図ります。

また、河川の生態系を保全する活動やそれらを通じた環境学習、外来魚やカワウ等の効率的な駆除・防除対策などを支援することにより、河川環境の保全を推進します。

● 成果指標

指標名	現状(R1)	中間(R7)	目標(R12)
42 野生鳥獣による農林業被害額(百万円)	493	397	324
43 シカ肉のジビエ等利用率(%)	20.4	30.0	35.0
44 多面的機能支払交付金の取組面積(ha)	50,171	50,700	51,000
45 中山間地域等直接支払交付金の取組面積(ha)	5,317	5,700	5,800

※「農」のゼロエミッション 農林水産関連の有機性の廃棄物や未利用資源などを、もう一度再生できる資源(バイオマス)としてとらえ、さまざまな方法(肥料、飼料、エネルギーなど)での利用を進めることにより、「廃棄物ゼロ」を目指す取組

※フードバンク 食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動

9 農山漁村の防災・減災対策の推進

近年頻発化する局地的な豪雨や台風、近い将来に発生が危惧される南海トラフ等巨大地震に備えるため、農業用ため池や治山施設、漁港施設等の既存施設の点検・整備や耐震化等の取組を促進し、安全・安心な農山漁村づくりをめざします。

推進方策Ⅰ ため池災害の未然防止とため池避難対策

1 災害の未然防止



ため池講習会の開催(多可町 室谷池)

県内にあるため池のうち、下流に住宅等があり決壊すると人命・財産に被害を及ぼす恐れのあるため池を選定し、ため池管理者を対象とした管理技術向上のための講習会を開催するとともに、ため池の漏水や堤体の変状、構造不備の状態を把握する定期点検を行います。

点検の結果、漏水等の不具合が確認されたため池に対しては、決壊リスクを低減するため、県と市町が設置した「ため池保全サポートセンター」の専門技術者が、巡回点検や管理者への指導・助言を行うことにより、改修までの間、決壊リスクを低減させるための簡易な補修や低水位管理などを促進します。

また、定期点検や巡回点検により決壊リスクが高いと判断されたため池から、「ため池整備5箇年計画*」に基づき、改修整備を進めるとともに、利用実態のないため池についてはその廃止を管理者に促します。

2 避難対策の促進



住民による「ハザードマップ」の作成(洲本市)

豪雨・大規模地震によるため池の決壊・洪水からの住民の速やかな避難に向け、洪水到達時間や避難経路等を示したハザードマップの作成・周知等による減災対策を推進します。

推進方策Ⅱ 山地防災・土砂災害対策の推進

1 山地防災の推進

(1) 溪流対策

局地的大雨などによる土砂・流木災害が激甚化するなか、山地が県土の7割を占める本県では、依然として対策が必要な崩壊土砂流出危険地区が多く残るため、山地防災・土砂災害対策計画に基づき、計画的な危険地区の解消を推進します。

*ため池整備5箇年計画 ため池の漏水状況等の点検や耐震調査の結果から、特に緊急性の高い、ため池の改修整備や利用実態のないため池の廃止を推進する計画



土砂・流木を捕捉し下流への被害を軽減した治山ダム(養父市)



地すべり発生状況(三木市)

また、この計画では、土砂災害発生時の影響が大きい谷出口周辺に人家がある地区を対象に治山ダムの整備による人家保全対策を重点的に推進するとともに、谷筋にスギ・ヒノキが植林された流木災害発生のおそれが高い溪流では、流木捕捉効果を併せ持つ“ひょうご式治山ダム”の整備による流木・土砂流出防止対策を推進します。

(2) 山腹崩壊・落石対策

山腹崩壊や落石により人家・公共施設等に直接被害を与える恐れがある山腹崩壊危険地区については、法枠工[※]や土留工[※]、落石防護柵工等の対策を実施します。

また、活断層が密集する六甲山系や山崎断層周辺では、耐震性を考慮したロープネット・ロックボルト併用工法[※]を実施します。

(3) 地すべり防止対策

地すべり防止区域(地すべりが発生又はそのおそれが極めて大きい区域等)については、県土の保全と安全な環境を確保するため、対策工事(杭打工、アンカー工、集水井工等[※])を実施します。

(4) 治山施設の維持・点検

既存施設の老朽化の進行に対応するため、治山施設の長寿命化を計画的に推進します。

2 減災対策の推進

平常時・災害時に利用する地域の風水害対策の最新情報を県ポータルサイト(CGハザードマップ)で公開することにより、住民の災害への意識を高めるとともに、毎年6月1日から6月30日までの1ヶ月間を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、梅雨や台風に備えて、ため池・地すべり防止区域・山地災害危険地区等の点検を行うことにより、災害を未然に防止する運動を推進します。

※**法枠工** 法面の浸食や風化を防止するためや崩落の防止を目的とし、斜面上に格子状のモルタル・コンクリートを造成し、斜面の安定を図る工法

※**土留工** 山腹の不安定土砂の移動抑止と斜面勾配の緩和を目的とした構造物のこと。山崩れの状況や目的によりコンクリート、コンクリートブロック、石積、鋼製、丸太積など様々なタイプがある

※**ロープネット・ロックボルト併用工法** 斜面に鉄筋を挿入して地盤を補強し、かつ、ワイヤーネットで全体を覆う経済的な斜面安定工法。阪神・淡路大震災を教訓に地震に対する斜面の安定性を向上させるため、兵庫県・愛知県が振動台実験を繰り返して開発した

※**杭打工、アンカー工、集水井工等** 杭打工はコンクリート等の杭を不動地盤まで打ち込み移動土塊に対抗する抑止工法、アンカー工は鋼材で移動土塊を地山と密着させる抑止工法、集水井工は井戸を掘って地下水を集め排水することで移動原因を排除する抑制工法

推進方策Ⅲ 漁港の耐震化と津波・高潮防災対策の推進

1 生産活動を支える 漁港の整備・保全



耐震化された物揚場(たつの市)

漁業生産活動の効率化、省力化を図るため、港内の静穏度※向上を図る防波堤や、地震発生時における漁業活動の継続性を確保する陸揚岸壁の耐震化等を推進します。

また、既存施設の老朽化の進行に対応するため、漁港施設の長寿命化を計画的に推進します。

2 津波・高潮防災対策 の推進



津波・高潮防災対策:沼島漁港(南あわじ市)

巨大地震による津波に備えるため、沿岸部の特性に応じた効果的、効率的な地震津波対策を実施します。

また、瀬戸内海沿岸については、「津波防災インフラ整備計画」に基づき、防波堤の改良や港口水門の整備のほか、津波来襲時等の施設の確実な作動と現場作業員の安全を確保するため、陸閘※の自動化等を推進します。

さらに、日本海沿岸については、「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づき、防波堤の沈下対策等を推進します。

加えて、平成30年の台風第21号で想定を超える高波の影響による大阪湾沿岸で浸水被害が発生したことを踏まえて策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、高潮対策を推進します。

● 成果指標

指標名		現状(R1)	中間(R7)	目標(R12)
46	ため池整備により安全性が向上した箇所数(箇所)	44	232	382
47	山地災害危険地区の防災工事の着手済箇所数(箇所)	3,481	3,710	3,900
48	主要岸壁の耐震化、津波・高潮防災対策済漁港数(漁港)	6	13	16

※**静穏度** 港内における航路、泊地の静穏の度合いのこと。風、潮流等様々な要因によって変化し、船舶の操船・停泊・係留の安全性を判断する指標となる

※**陸閘** 人・車通行用の防潮堤開口部に設ける門扉

10 豊かな森づくりの推進

森林を県民共通の財産と位置づけ、森林環境譲与税や県民緑税※などを活用した森林の適正管理と災害に強い森づくりを推進し、土砂災害防止機能や水源かん養機能をはじめとする森林の公益的機能の維持・向上をめざします。

推進方策Ⅰ 森林の適正管理の徹底による公益的機能の維持・向上

1 「新ひょうごの森づくり※」の推進等による森林管理の徹底



作業道を活用した間伐(香美町)

森林の適正管理を徹底するため、市町と連携して、スギ・ヒノキの人工林の間伐や作業道開設を着実に推進する「新ひょうごの森づくり」を進め、健全な森林へ誘導します。

また、「ひょうご森づくりサポートセンター」による技術的支援のもと、森林環境譲与税を活用した市町による奥地等の条件不利地での間伐を促進します。

2 荒廃した里山林の再生

長期間放置され、侵入竹※や繁茂した不要木によって荒廃の進む里山林を再生するため、地域住民や森林ボランティア等による森林の保全管理活動など里山林の整備を進め、生物多様性の保全、自然観察や地域の憩いの場などレクリエーション・文化機能を高めます。

また、里山林整備に伴い発生する未利用材についてバイオマス資源としての利活用を推進します。

推進方策Ⅱ 森林の防災機能の強化を図る「災害に強い森づくり」の推進

1 危険渓流域など人工林の防災機能の強化



危険渓流での土砂・流木対策(姫路市)

土石流や流木の発生する危険性が高いスギ・ヒノキの人工林において、①土砂流出防止機能の強化を図る土留工の設置、②流木・土石流被害の軽減を図る災害緩衝林や簡易流木止め施設等の整備を推進します。

また、間伐などの手入れ不足や、奥地などで収益性が低く伐採が進まない高齢のスギ・ヒノキ人工林について、部分伐採などによって、その跡地に広葉樹を植栽し、風倒等気象災害に強い混交林や広葉樹林へ誘導します。

※**県民緑税** 平成18年度に導入した県独自の超過課税のこと。県民共通の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、災害に強い森づくりや都市緑化を進めている

※**新ひょうごの森づくり** 森林を県民共通の財産と位置づけ、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、公的関与による人工林の間伐や、里山林の整備、企業やボランティア等多様な主体による森づくり活動を推進する取組

※**侵入竹** 森林の手入れ不足や竹林の放置により、周囲の植生に竹が無秩序に侵入する現象。既存の植生を破壊するため、スギ・ヒノキの人工林の枯損や里山の生態系が単純化することなどが問題となっている

2 里山・都市山における防災機能等の向上



伐倒木を利用した簡易土留工(姫路市)

集落に近接する山腹崩壊危険区域[※]の里山や、近年の局地豪雨により表層崩壊[※]が多発し都市に隣接する六甲山系(都市山)において、倒木の危険性のある大径木等の伐採除去や土留工等の簡易防災施設の設置等により、里山・都市山の防災機能の向上を図ります。

また、農林業被害の軽減を図るため、野生動物と人とのすみ分けを図る緩衝地帯(バッファゾーン)の整備や野生動物の生息環境の改善を図る広葉樹林化等を推進します。

さらに、ボランティアの参画や整備に必要な資機材の導入等の支援により、地域住民等による自発的な「災害に強い森づくり[※]」整備活動を推進します。

推進方策Ⅲ 森林病虫害被害対策の推進と保安林制度等の適正運用

1 ナラ枯れ等森林病虫害被害対策の推進



美しい景観の松林(神戸市)

ナラ枯れ被害[※]では、枯損木の倒木による二次被害のおそれのある区域や被害の著しい地域などにおいて、重点的な駆除対策に取り組み、被害拡大の防止を図ります。

また、松枯れ被害は近年減少傾向にありますが、保安林[※]など公益的機能の高い森林などを対象に、保全すべき松林について継続的に適正な防除対策を推進します。

2 保安林制度等の適正な運用



市街地の背後に広がる保安林(神戸市)

保安林制度や林地開発許可制度[※]の適正な運用により、立木の無秩序な伐採や森林開発を規制し、森林が持つ水源のかん養機能等の著しい低下を防止します。

※山腹崩壊危険区域 山腹の崩壊や落石により、災害が発生するおそれがある山腹斜面

※表層崩壊 山地などの傾斜地が大雨などにより、厚さ0.5～2.0m程度の表層土(山の表面をおおっている土壌)がすべり落ちる現象

※災害に強い森づくり 森林の防災面での機能強化を図るため、県民緑税を活用して、土留工や簡易流木止め施設などを実施する県独自の森林整備事業

※ナラ枯れ被害 大量のカシノナガキクイムシがナラ・カシ類の幹に穴をあけてせん入し、体に付着した病原菌(ナラ菌)を樹体内に持ち込むことにより、樹木が枯損すること

※保安林 水源のかん養、土砂の崩壊、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、国又は知事が指定する森林。指定の目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制している

※林地開発許可制度 無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るため、県が定める民有林内で1haを超える森林を開発しようとするときは、森林法に基づきあらかじめ知事の許可が必要な制度

推進方策Ⅳ 県民総参加による森づくりの推進

1 社会全体で支える森づくりの推進



「ひょうご森のまつり」でのイベントの様子
(西宮市)

「ひょうご森のまつり」の開催をはじめ、「ひょうご森の日」(毎年10月最終日曜日)に行う森づくりイベントや県立ふるさとの森公園での里山を守り育てる活動など、森にふれあう機会の充実により、県民総参加による森づくり活動を促進します。

また、災害に強い森づくりなど各種事業の整備効果の検証や成果の公表を含めた普及啓発活動により、森林環境譲与税や県民緑税に対する県民の理解を深めるとともに、税や企業の寄付、募金などを活用した県民全体で森林を支える取組を推進します。

2 多様な主体による活動の推進



森林ボランティアによる不要木伐採、整理活動(西脇市)

森林ボランティアの次代のリーダー育成や、社会貢献(CSR^{*})活動の一環として行われる企業の森づくり活動等への支援により、地域住民や森林ボランティア団体、企業等による多様な主体による森づくり活動を推進します。

試験研究・事業(森林の公益的機能)

1 減災効果の高い森林整備手法の開発

森林の持つ減災機能を活かした森林整備手法を開発するため、倒木や流木対策に寄与する深根の探査精度の向上、多樹種で構成される広葉樹林の崩壊防止力^{*}を低下させない管理手法の検討、樹木根系による斜面安定の評価に取り組みます。



斜面の崩壊の様相



地中探査用レーダーによる樹木根の非破壊調査

2 試験研究の知見をもって行う業務

災害に強い森づくり事業の効果を検証するため、災害緩衝林、流木止め工等の効果の調査に取り組みます。

● 成果指標

指標名	現状(R1)	中間(R7)	目標(R12)
49 「新ひょうごの森づくり」整備済面積(千ha)	155	191	225
50 「災害に強い森づくり」整備済面積(千ha)	35	46	52
51 森林病虫害被害(松枯れ)面積(ha)	849	650	500

※CSR Corporate Social Responsibilityの略称で、自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響や企業が行うべき社会貢献に配慮した活動
※崩壊防止力 主に樹木の根によりもたされる土壌の崩壊(土砂崩れ)等を防止する力

基本方向 3

「農」の恵みによる 健康で豊かな暮らしの充実

11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進

「楽農生活」とは、日々の暮らしの中で身近な食と「農」に親しむライフスタイルです。

都市と農山漁村が近接し、多様な自然環境のもと多彩な農林水産物が生産されている本県で、県民一人ひとりの「楽農生活」が充実し、さらには県民の取組が地域や世代を越えてつながり、広がることで、ひょうご五国の農林水産業・農山漁村が持続的に発展していくことをめざします。

推進方策Ⅰ 令和の時代のライフスタイルの提案

1 楽農生活実践 イメージの発信



親子農業体験教室(兵庫楽農生活センター)

ひょうごの食と「農」の役割や楽農生活の意義への理解促進と楽農生活実践のきっかけをつくるとともに、ライフスタイルとしてイメージしやすくするため、都市部や農村部等の居住地、世代等ごとの実践例や実践者からのメッセージを各種媒体を通じて発信します。

2 次代を担う若い 世代への理解促進

児童とその保護者、学生等次代を担う若い世代に、楽農生活実践を通して、食と「農」の役割や楽農生活の意義を伝えるため、農林漁業体験機会の提供、給食への県産農林水産物活用等を支援します。

推進方策Ⅱ 楽農生活に誘い、定着を図る仕組みづくり

1 多様な楽農生活実践 機会の創出と魅力アップ



ブルーベリーの栽培体験ができる市民農園(加西市)

気軽に、身近で楽農生活を実践する機会を拡大するため、市民農園、直売所、農林漁業体験民宿等、楽農生活実践施設の開設や改修を支援します。

また、地域の観光名所や名物料理等と楽農生活の体験を県民が自由に組み合わせ、様々な楽農生活をお試しできる仕組みづくりを情報産業等と連携して行えるよう支援します。

2 居住地を越え、互いに支え合える関係づくり



大学生と地元住民による里山整備活動(丹波市)

都市住民と農山漁村住民とが互いに支え合える関係(つながり)を構築するため、NPO法人等が実施する交流行事や買い支え等の仕組みづくり、参加への機運醸成等への支援を充実します。

また、家庭での栽培方法とあわせた農山漁村の四季折々の旬の情報の提供、大学生等が研究のフィールドワークや休暇を利用して農作業や田舎暮らしを体験できる機会の創出等を進めます。

3 定住・二地域居住の促進や楽農生活実践の拡大



移住希望者による空き家改修(丹波市)

田園回帰の気運の高まりに伴う定住・二地域居住や半農半X等を志向する県民の楽農生活の実践の拡大に向け、企業・市町等との連携のもと、農園整備や空き家改修支援をさらに推進するとともに、自家菜園講座の開設支援など田舎暮らしの充実を図ります。

推進方策Ⅲ 楽農生活をサポートする体制づくり

1 兵庫楽農生活センターの機能強化



高設化したいちご収穫体験施設(神戸市)

楽農生活の全県推進拠点の兵庫楽農生活センターによる県民の実践の牽引に向け、新たに整備した施設の活用やセンターをともに運営するパートナー事業者間の連携により、より魅力ある体験プログラムの提供を図ります。

また、これまでの情報発信機能を強化するとともに、楽農生活に係る情報収集、地域楽農生活センター間等のコーディネートや楽農生活実践方法の提案等新たな機能の付加を進めます。

2 地域楽農生活センターの拡大

都市住民に加え、農山漁村住民の楽農生活の実践を進めるため、市町・JAによる地域楽農生活センターの開設を引き続き支援し、各地域での実践の推進・サポート体制を整えます。

● 成果指標

指標名	現状(R1)	中間(R7)	目標(R12)
52 楽農生活交流人口(万人)	1,108	1,160	1,224

12 「農」と多様な分野との連携強化

「農」と福祉や観光など他分野との連携を強化し、農福連携やグリーン・ツーリズム等の取組を展開することにより、地域の多様な人材の活躍や「農」に関わる人々の増加を図り、農山漁村の活性化等をめざします。

推進方策Ⅰ 農福連携の取組強化

1 農福連携に対する普及啓発



農業者向け農福連携研修会(神戸市)

農福連携は、農林水産分野での働き手の確保という視点だけではなく、多岐にわたる作業体系の見直し・標準化など、障害者が取り組みやすいよう工夫すること等により、生産性の向上につながる効果も期待できます。

また、障害者の農林水産分野での活躍を通じて、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組でもあります。

このような認識のもと、基礎的な知識や取組にあたっての留意点等を学ぶ研修会の開催等により、農福連携に対する農林漁業者の理解促進と受入体制づくりを進めます。

2 農福連携の推進



農福連携意見交換会(神戸市)

県内市町や県福祉部局との連携のもと、農林漁業者のニーズの把握や課題解決を支援するとともに、福祉分野の情報収集・提供等を担う「ワンストップ相談窓口」を設置し、農林漁業者と福祉事業所等のマッチングの促進を図るなど、農福連携の円滑な取組等に向けた支援を行います。

トピックス

農福連携の取組事例

農福連携は、障害者等が農産物等の様々な生産活動に従事することで、農業分野・福祉分野がかかえる課題の解決をめざしています。

また、農福連携は単に働き手の確保という視点だけでなく、多岐にわたる作業体系の見直し・標準化など、障害者が取り組みやすい工夫を施すことで、生産性の向上にもつながります。

養父市のおおや高原で有機野菜を作る「アグリハイランド金谷」では、知的障害のある2人



農作業の様子
(養父市)

が実習生として週2回、農作業に従事しています。実習生は、野菜の収穫や収穫後の片付け、肥料まき、ビニールハウスの片付けを担当しています。経営者は、作業を行程毎に細かく分けて単純化し、役割を明確化する等の工夫により、仕事の効率化をめざしています。

推進方策Ⅱ 観光分野との連携強化

1 グリーン・ツーリズムの推進



里山でのキャンプ(丹波市)

コロナ禍で過密な都市に暮らすリスクへの懸念から、都市住民の田園回帰志向が高まるとともに、「マイクロツーリズム」といわれる近場での観光に注目が集まっています。

このような状況を踏まえ、また、ひょうごの五国の多様な気候や風土、都市近郊の立地を活かし、県内外の住民に対し本県の農林水産業や農山漁村について関心を深めるきっかけともなるグリーン・ツーリズムを推進します。

また、旅行者や情報産業等との連携による地域資源の掘り起こしや、旅行ツアーの企画、さらには受入体制づくりなどを支援します。

さらに、観光農園を営む生産者に対して、園地の整備や優良品種への改植等の生産対策を支援します。

2 マリンツーリズムの推進

地元の飲食店や観光協会などと連携し、産地ならではの鮮度を生かした新メニューの開発や、旅行会社等との連携による漁業体験見学船を活用した「見る・食べる・体験する」の観光漁業など、マリンツーリズムの取組を支援することにより、漁業を核とした地域の活性化を推進します。



観光協会と連携した養殖岩ガキ収穫体験(新温泉町)



白装束姿で儀式を再現した「献上鯛まつり」(南あわじ市)



底びき網漁業を見学する漁業体験見学船参加者(姫路市)

● 成果指標

指標名		現状(R1)	中間(R7)	目標(R12)
53	農福連携取組件数(件)	112	260	300

13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

県民に安全な食品の安定的な供給に向け、卸売市場をはじめとした流通システムをより一層強化するとともに、県産県消の推進により消費者と生産者がともに支え合う関係の構築をめざします。

推進方策Ⅰ 卸売市場を通じた安定供給の確保

1 卸売市場の活性化に向けた取組強化



神戸市本場での料理教室

県内卸売市場は、今後も県民に生鮮食料品を安定的に供給する機能を果たすため、ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会※が中心となり、県内卸売市場における青果物の協働集荷を推進し、主要品目の集荷力を強化します。

また、卸売市場が、生産者等と連携し、地元産品や特産物など地域の特色のある独自商品の品揃えを充実させるとともに、小売店等の実需者に対し集荷した生産物の品質や特長を活かした商品や販売の企画を提案するなど、攻めの販売を推進します。

さらに、卸売業者や仲卸業者など各卸売市場関係者が協力し、総合スーパーや小売店に加え、給食事業者や飲食店など新たな顧客の獲得を進めます。

2 卸売市場における管理体制の強化



災害等に備えた非常用電源の整備
(令和元年度 神戸市西部市場)

農林水産物を生産者から消費者により高い鮮度で届けるため、卸売市場内のコールドチェーンの確立や、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める改正食品衛生法への対応を進めることにより、衛生管理と品質管理の向上を推進します。

また、災害や感染症発生等の緊急事態であっても、継続的な生鮮食料品等の供給に向け、各卸売市場における事業継続計画(BCP)の策定、改定を推進します。

推進方策Ⅱ 県産県消の推進

1 県産農林水産物の購入機会の拡大

直売所への出荷量の増加・品質の向上を図るため、直売施設や生産施設の整備等を支援し、地元農林水産物の販売体制・品揃えを強化します。

また、直売活動に専門知識を有するアドバイザーの派遣を通じて、陳列や売場のレイアウトの改善等、直売所の魅力向上を図るなど、県産農林水産物の購入意欲の向上につながる取組を推進します。

※ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会 県内卸売市場の活性化のため、県内の中央・地方卸売市場の枠を超えた連携体制の構築を目的に、県内の卸売業者、仲卸業者団体、開設者等で構成される団体

2 おいしいごはんを食べよう県民運動の推進



かまどごはん塾(豊岡市)

県内の団体、企業、行政等が連携し、家庭や地域、学校等での啓発活動やインターネットによる情報発信などにより、県民一人ひとりにごはんを中心とした「日本型食生活^{*}」の実践と県民運動への参加を促します。

3 学校給食を通じた県産県消の推進



小学生を対象にした、農業体験(神河町)

県産農林水産物を活用したメニューの検討・導入など、県・市町教育委員会をはじめとする学校給食関係者等と生産者の連携のもと、学校給食を通じ、子どもたちの本県農林水産業や地元食文化への理解を促すことにより、将来にわたる県産県消を推進します。

4 畜産物の県産県消の推進



小学生を対象にした、ほ乳体験(三田市)

学校給食への県産牛乳の提供と、生まれたばかりの子牛へのほ乳体験や酪農家による出前授業等のイベントを通じた「ひょうごの酪農」への理解醸成活動により、牛乳の県産県消を推進します。

また、ひょうご食品認証制度を活用し、県産牛乳・乳製品や牛肉、鶏卵、鶏肉、豚肉などの県産畜産物の消費拡大を推進します。

5 水産物の需要喚起に向けた魚食普及と消費拡大の推進



香美町とと活隊による料理教室

(1) 魚食普及の推進

外食需要の減少と家庭消費の拡大など、新型コロナウイルス感染拡大の影響による新しい生活様式に対応した水産物の需要喚起・販売促進を図るため、オンライン料理教室の開催や調理方法等の動画配信を推進します。

また、水産物の消費拡大と地域経済の活性化に取り組む「香美町とと活隊」や淡路島生シラスなど漁協と観光業者、市町等幅広い関係者の協働による活動や、県漁連や漁協女性部等による料理教室の開催など幅広い世代への魚食普及活動への支援を実施し、魚食普及を推進します。

^{*}日本型食生活 ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活



シーフードショー大阪でPR活動実施
(上:但馬漁協、下:坊勢漁協)

(2)水産物の消費拡大の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費が減少した高級魚の消費拡大など、不測の事態にも備えた多様な販売チャネルを確保するため、全国有数の生産量を誇る松葉ガニやホタルイカ、兵庫ノリ、チリメンのほか、献上鯛、ローカルサーモンなどの認知度向上や販売促進などを推進します。

また、家庭消費向けが中心の量販店などの鮮魚売り場での店頭販売のほか、首都圏や京阪神地区でのプロモーション、地元での消費拡大イベントの開催などを支援するとともに、水産加工業と連携した県産水産物の消費拡大を推進します。

推進方策Ⅲ 食品に対する消費者の信頼の確保

1 適正な食品表示の推進



食品表示の監視・指導

新たな原料原産地表示制度など食品表示法の改正等に適切に対応するため、食品関連事業者等を対象として、食品表示に関する講習会を開催するなど、啓発や指導を実施します。

また、食品表示に関して広く県民から提供された情報に対して、関係機関と連携を図り、立ち入り検査等を実施するなど、迅速かつ確に対応します。

さらに、生産から加工、流過程において食の安全・安心の信頼を確保するため、食品トレーサビリティ*の推進を図ります。

2 食品衛生・品質管理手法等の導入促進と企業倫理の向上

食品の製造・加工施設や卸売市場等の流通施設における流通実態、取扱品目等に応じた食品衛生・品質管理手法の導入などについて、安全・安心管理のための基本事項を定めた行動マニュアルの策定を支援するなど、事業者等の自主的な取組を促進します。

また、食品衛生法の改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことに対応するため、一般社団法人兵庫県食品産業協会と連携し、食品関連事業者等に制度の周知と衛生管理に係る取組を支援します。

さらに、食品関連事業者を対象として法令順守を基本とする行動規範づくりを支援するなど、企業倫理の向上を図ります。

● 成果指標

	指標名	現状(R1)	中間(R7)	目標(R12)
54	ごはん食普及啓発実践活動参加者数(万人)	108	110	112
55	県産農林水産物を購入している人の割合(%)	69	70	70
56	直売所の利用者数(万人)	2,846	3,580	4,180

*食品トレーサビリティ 食品の移動を把握できること。各事業者が食品の入荷・出荷等の際に記録を作成し保存しておくことで、食中毒など健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのか(遡及)、どこに行ったか(追跡)を調べることができる